

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

---

令和6年12月13日 午前10時34分 開 議

---

出席委員

委員長 久松公生  
副委員長 設楽健夫  
委員 櫻井繁行  
委員 小倉博一  
委員 服部栄一

---

欠席委員

なし

---

委員外議員

なし

---

出席説明者

保健福祉部長 羽成英明  
介護長寿課長 越渡貴之

---

出席書記名

議会総務課 主幹 川原場 智

---

## 議 事 日 程

令和6年12月13日（金曜日）午前10時34分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 介護保険特別会計の現況について
  - (2) かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会委員の推薦について
  - (3) その他
3. 閉 会

---

開 議 午前10時34分

### ○久松公生委員長

それでは皆さん、改めましてこんにちは。

第4回定例会ありがとうございます。

それでは、委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、川原場主幹を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1)介護保険特別会計の現況についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

### ○保健福祉部長（羽成英明君）

本日はお忙しいところ、委員会を開催いただきましてありがとうございます。

今回提案させていただくものとしたしましては、介護保険特別会計の現状を全員協議会でもご説明をさせていただいたんですけれども、これについて詳細の部分について説明をさせていただいて、その上で、高齢者福祉計画策定委員の推薦というものをいただきたいというようなことでございます。

また、この委員につきましては、任期上は第8期の確定が終わった段階でやると、第9期の策定が終わった段階で1回任期が切れているというふうな状況になっていまして、今回はその計画の見直しのために改めて推薦をいただいて、議事を進行したいというような内容でございますので、よろしくお願いたします。

説明については越渡課長から説明します。

### ○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは、介護保険特別会計の現況についてご説明いたします。

初めに、去年と同じになりますが、介護保険特別会計の現況になります。

現状としましては、令和5年度の歳出総額、アフターコロナの影響によりまして、前年度比で2億1235万円の増となっております。そして令和6年度につきましても、保険給付費は10月末現在で、歳出決算ベースで見ますと前年度比で増加しております。このまま推移しますと歳出超過も見込まれる状況です。

歳出超過につきましては、介護給付費等準備基金から繰入れを行い、補正予算により適切に対応する

ということになります。当該基金残高は現時点で1億1500万円にとどまっております。このままですと令和7年度、8年度を見据えた場合、会計運営が極めて不安定な状態にあると言わざるを得ないということになります。

その下が決算見込みの表となります。

令和6年度、令和7年度、令和8年度と、うち基金繰入金という部分で1億1500万円を取り崩しますと、右側の歳入歳出差引額で3354万2000円の不足が生じることになります。あくまで見込みでの計算でございます。

そして、2つ目の今後の対応ですが、会計運営の安定化を図るため、介護保険料の令和7年度改定に向けて作業を進めたいと考えております。スケジュールといたしましては、令和6年12月に高齢者福祉計画策定委員会を開催、必要により令和7年1月にも第2回目も想定しております。令和7年1月末に市議会全員協議会へご報告いたしまして、令和7年3月市議会第1回定例会へ議案の提出、そして令和7年4月から保険料の改定を考えております。

現状に至った要因でございますが、まず、2ページ目の表の第7期、第8期の介護保険事業計画で介護保険料を合わせて200円減額しております。そして、先ほども申し上げましたが、アフターコロナにより介護サービスの利用が増加したこと、これはこちら令和5年度ですね、こちらが急激に増加しまして、結果的に3月末に専決処分によりサービス給付費4018万円を基金から取り崩したこと、併せまして、国県返還金で5977万1000円を専決処分により基金から取り崩したこと、そして不適切な事務処理による還付未済966万3000円など、想定外の基金取崩しにより残高が大きく減少したことによるものです。

最後に、介護保険料の推移と他自治体との比較になります。

本市ですが、第6期は5,400円になります。前期から比べて500円上げまして5,400円としました。そして第7期、第8期、これは先ほどご説明いたしましたそれぞれ100円ずつを減額いたしまして、第8期では5,200円としました。この減額ですが、高齢化の進行、こちらに逆行するもので、介護保険特別会計の運営に影響を与えたと言えるものです。

そして、第9期計画、400円を増額して5,600円といたしましたが、9年前の第6期計画と比較して200円の増額にとどまっております。一方、本市と同規模の下妻市、桜川市を見ますと、第9期計画で6,000円としております。また、介護給付費等準備基金額、こちらの残高は3億円以上を積み立てております。

そして、こちら全員協議会にお配りした資料に、ほかの市も加えさせていただきました。そのほかの市町村も見ますと、介護保険料は本市と同額程度か200円から300円ほど低い金額になっております。しかしながら、一番右の欄を見ていただきますと、基金残高はおおむね5億円以上を積み立てております。

介護保険料を見ますと、一番近い小美玉市は第8期、第9期と同額で推移しております。石岡市は第7期から3期連続で同額で推移しております。稲敷市も第8期、第9期で同じ金額で推移しております。行方市も3期連続で、第7期、第8期、第9期と同じ金額で推移しているところでございます。この中で唯一土浦市が6,150円と金額を上げております。

続いての資料の説明に入ります。

こちらは介護保険特別会計の決算見込みを3つのパターンで作成させていただきました。

初めに、一番上の表、基金のみで対応した場合のものとなります。1億1500万円を取り崩しながら、令和6年度、令和7年度、令和8年度といった場合に、先ほども説明しましたが、最終年度で3300万円程度の歳出超過ということになります。

そして、2段目の真中の表、こちらは保険料の見直しとなります。こちら月額6,100円という形で、現在の金額から500円を引き上げたものとなります。令和6年度の見込みは1億1500万円から基金を取

り崩しておりますが、令和7年度からは介護保険料の改定によりまして基金を取り崩すことなく、また、基金残高も積み立てていくことが可能となります。急激に数億円という積立てには、ほかの市町村のようにはまいりませんが、地道に積み立てていくことができるかなと考えております。

そして、一番下の表、県財政安定化基金から資金を借り入れた場合です。②の試算ということで、こちらでも1億1500万円の基金を取り崩しつつ、最終年度で3400万円を借り入れるわけでございます。9年間の返済となりますので、その分の返済金額は次期計画に上乗せしていくこととなります。第10期計画の介護保険料は基金の残高不足により増額分の引上げ、そして、今、説明した借入返済分の増額を乗せていくこととなります。

引き上げ額は国の法改正や保険給付費の支出の伸び、こういったところにも影響してきますので、現時点で一概に金額は申し上げられないというのが現状でございます。

3つ目のパターンにつきましては、基金のほうに積み立てる用意はございませんので、第10期計画で引き上げ額が焦点になるのかなと思います。

以上、3つのパターンでご説明いたしました。本市としましては、第9期計画の1年目で発生しております今回の事態の対応につきましては、次期計画の第10期計画に先送りすることなく、早期に対応し、なおかつ市民負担の影響を少なくするというのを勘案いたしまして、2段目の表、①試算、保険料の見直しの方向で進めてまいりたいと考えております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

全員協議会等でも話があったんでしょうけれども、やっぱりアフターコロナの影響だったり、もちろん少子高齢化の影響もあるし、基金残高が大幅に減少していると、保険料の見直しは致し方ないと、これは表現がいいか、相互扶助というか、助け合いの心もあるので、見直しは本当に致し方ないところだと思うんですね、これ、行政として介護保険破綻するわけにいかないの。

ただ、そういった中で、どういうふうにも市民からの理解を得ていくかということももちろん、皆さん保険料上がらないほうがいいし、むしろ安くしてという意見もたくさんあるでしょうから、ただ台所事情はやっぱり知っていただくということも大事だと思うので、そういったこともしっかり丁寧に説明していただきたいのと、この基本計画の第9期で、もともとどういう根拠があって、このエビデンスの中で、第8期から第9期上げて、5,600円ほど上げて今も運営をされているんでしょうけれども、これでも何となく、財源的には運営が難しくなったという現状と、その計画上の誤差というか、そういったところ、見込みのちょっと甘さもある中だと思うんですけども、何かそういったところでの何か課長として捉えているところありますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ご指摘のとおりだと思います。

介護保険料、2期連続で100円ずつ下げたというところの、その分をカバーするのは基金ということになりますので、2期合わせておおむね1億円ぐらいは基金から取り崩すような形になると思います。最終的にこの介護保険特別会計の仕組み上、各主体の負担割合が決まっているんですね。1号被保険者、2号被保険者、そして国、県、市という形で、佐藤議員にいつもご指摘いただく調整交付金もあるんですが、各負担割合が決まっていますので、不足する分については基金対応しかないのかなと思います。

ほかの市町村の一覧表でもお示ししましたとおり、基金の積立てはしてあります。積み立ててあるな

らもっと介護保険料に反映させるというお考えもあるとは思いますが、ほかの市町村はこれだけ必要だということで確保していると思います。

ちなみに、令和5年度の介護保険給付費は急激に伸びて、専決処分での対応ということになりましたけれども、ほかの市町村でも多くの市町村で伸びています。そういった中、ほかの市町村では基金を取り崩しての対応ということになっているのではないかと考えております。

○櫻井繁行委員

現状、よく分かります。

制度の設計上、佐藤議員がやっぱり言わせると、毎年統計も取られているだろうから、足りなければほかから持ってこいというお話もあって、保険料見直しは反対だという話もあると思うんですけども、やはり、相互扶助ですから、なるべくみんなで助け合って、みんなが幸せに暮らせるかすみがうら市をつくるためには、みんなで負担を少しずつ補っていただくというのは致し方ないのかなと思います。

あとは、この試算がありますけれども、もちろん、続けて、この試算の①ですかね、6,100円という形で見直すんですね。この形がやはり理想だと思うんですが、しっかり根拠を持って、しっかり説明をしていただいて、策定委員会もこれからまた立ち上がると思いますので、そういったところへ、第9期の途中でですけども、これから第10期、1期3か年というお話ありましたけれども、最終的にはもちろん我々もお世話になることになることですから、しっかりと皆さんで助け合いながら、円滑に理解をしていただいて進められるようなことが一番よろしいかなと思いますので、その点に対しては丁寧な説明を、策定委員会等でもしていただきたいと思います。お願いいたします。

答弁いただいていいですか。

○久松公生委員長

答弁お願いします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

その点については丁寧に詳しく説明させていただきます。また市民の方についても、引上げについては大分厳しい意見もいただくことになるかとは思いますが、こちらにつきましても丁寧に説明をさせていただきます。ご理解をいただきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○久松公生委員長

そのほかございますか、よろしいですか。

○設楽健夫副委員長

現況についての一番下、この3行目のところに、年度末の保険給付費の増加というふうに書いてありますよね、これの明細を、恐らくこれ以降の令和7年度、令和8年度の給付費の問題含めて推計している台帳があるはずなんですけれども、それは出ていないんですか、これじゃ分からない。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ちょっとこちらには上げておりません。

○久松公生委員長

いいですか、答弁を求めます。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

こちらのご発言があった資料については掲載しておりませんので、そちらについては改めて提出させていただきます。

○設楽健夫副委員長

これでは、保険給付費の増加に加えと書いてありますけれども、これ、例えば委員の人に説明するにしても、今後の設計をしているんでしょうけれども、その根拠となるものがここに示されないで承認しろと言っても、口頭でも結構ですけれども、この歳出の中の大きな増額分というのは、ここをちょっと説明してもらえますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

手元に詳しい資料がないんですけれども、居宅介護サービス、こちらのほうが伸びている状況になっております。今年度も大きく伸びておまして、先日補正予算にて提出をさせていただいたところでございます。

○設楽健夫副委員長

今後の設計にも影響してくるんでしょうけれども、この3ページ目のところでの令和7年度、令和8年度の予定表が書かれていますよね、この中に。これ、令和6年度がどういうふうになって、令和7年度をどういうふうに設計したのか、令和9年度はどういうふうに設計したのか、令和6年度のそういう意味では見込み違いですよ。令和3年度、令和4年度、令和5年度、第8期の推移もあるはずですが、この令和3年度、令和4年度、令和5年度の見込み違いが何で発生したのか、そういう説明がないとするならば、この後、令和6年度で表を出してもらえば分かると思いますけれども、令和5年度に出した令和6年度からの予算書を見比べて、何がどういうふうになっているのか、そういう資料がなかったらこれ分からないんじゃないんですか。

それで、増えたから値上げしてくれと、委員の人に説明しても、十分なやっぱり説明が議会としては必要だと、これ以降全員協議会もあるし、議会もあるし、そうなってくると、そこに行かなくてはいけないんですけれども、委員の中の人、一番大事な市民の人だとか、様々な階層の人たちが出てくる会議ですから、そこにはまずなぜこういうふうになってきたのかという、一番最初に書いてある、どこですか、年度末の保険給付の増加というふうに言っていますけれども、ここを決算書、恐らく令和3年度、令和4年度、令和5年度だよ、少なくとも。その前の第7期から第8期に至る課程の中でどういうものが起きたのか、第9期に入って初年度段階で予算に対して幾ら増えたのか、どこが増えたのか、今ちょっと説明がありましたけれども、そういうところの具体的な分析がなくて、もう一回、令和7年度、令和8年度の計画を立てたところで、それが、第10期に移行していく上でどういうことが想定されるのかということの見通しが、ここまですみ込み違いを起こしているとするならば見込み違いがなぜ起きたのか、そして令和5年度末に予算が計上されましたよね、予算にもありますよね。そこからどのぐらいの金額が増えているのか、決算見通しね、この前もちょっと説明ありましたけれども、そういう点のきちっとしたやはり説明をしていただきたい。

○久松公生委員長

答弁をお伺いします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

古い年度のことについてはご説明できませんが、令和6年度につきましては、ちょっと細かくなりますけれども、申し上げます。

○設楽健夫副委員長

出してもらってやるのがいいです。

○久松公生委員長

設楽委員のお話は、給付金とかも含めた、どうしてこうなったというのはあるので、できれば令和6

年度だけじゃなくて、その前のものも、やったもので、表なり資料なり説明の材料となる、そういったものを出していただいて、説明してほしいというような感じだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

そちらのほうは、提出させていただきます。

○設楽健夫副委員長

その次に書いてある国県返還金の予算未計上、これについてもこの経緯と、実際の未計上1億円というふうなお話、前にも伺っていますけれども、ということ、それがなぜ発生したのか、なぜ未計上になったのかという説明はここにはない。

同じことが繰り返されない保証が、そういう総括があって初めてこういう問題はここに出されなくてはいけないけれども、その点の説明も含めてきちとした説明書を出してもらいたい。

それでいいです。

○久松公生委員長

今の、先ほどの要するにプラスして、そういったことも、という意味だと思うんですが。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

詳しく書いたもので提出をさせていただきます。

○設楽健夫副委員長

その3点目の不適切な事務処理による966万3000円というのは、前回報告された内容ですよね、この点については。

確認です。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

こちらは、本年度、皆様にもご報告させていただいております令和3年度、令和4年度を中心とした介護保険料の還付未済への対応という内容のものでございます。

○設楽健夫副委員長

この3つが連動して、今回はこの一番上の予算に対して決算が何千万円か、ちょっと金額、私は、後で報告してもらいたいんですけども、予算に対して決算が幾ら増えたのか、それが一番大きな原因で、その前のこの3番目のものと2番目のものは、そういう不祥事を繰り返さないための総括が必要なんですけれども、一番上のところで今回、値上げという問題、あるいは基金からの拠出という問題の案が出されているわけですよね。

そういう意味ではこの3つの連動しているものが、この令和7年度、令和8年度のところに、この2番目と3番目はもう処理済みということで、処理済みが加算されて、3つの要因によって令和7年度、令和8年度を想定するわけですよね。そこの令和7年度、令和8年度の想定金額、それをどういう理由で、どういう根拠でこういうふうになったというところまでやっぱり出してもらいたい。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

現状に至った要因というところで、2つ目の丸で、アフターコロナによる利用の増加、そしてそれより後ろに記載してございます3つのことについては、直近の基金を減らす要因となったことが記載してございます。あくまで直近の部分でございます。その上の第7期、第8期につきましては、古い年度のある意味積み重ね的なものがあるって、現状に至っているという多面的な要因があると考えます。

○設楽健夫副委員長

そこは3つの要因ということで出しているわけですから、3つの要因からこういうふうな演繹されて、

こういう改定を出すということの整理したものが必要であると思いますので、多面的ということの説明されても、はい、値上げですかということ、そうですかということにはならないですから、そのところは多面的にと言うんじゃないで、要素を整理して説明をお願いしたい。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

そのようにさせていただきます。

○設楽健夫副委員長

それと、決算の中でよく出てくる地域安定基金拠出金とありますよね、ここで言っている3400万円の県の財政安定化基金がありますね、これ。この安定化基金の要綱というか、それがどういうものなのかということについても資料を出してもらいたい。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

資料で提出させていただきます。

○設楽健夫副委員長

それで、今まで安定化基金の拠出金の項目がありますよね、県に出している。これは今どういう推移で来ているのか、市のほうも拠出金は、今までのあれだと0円とか、その辺もちょっと出ていなかったような気もしているんですけども、その後、ここに言っている安定化基金の、これは各市町村で出しますよね。安定化基金はまずどういう構成で安定化基金が成り立っているのか、2つ目に、市が安定化基金の拠出金を今までどういう経緯で払っているのかちょっと説明してもらえますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

すみません、ちょっとその辺については古い年度になってしまうので、把握してございませんので、改めて調べて資料を提出させていただきます。

○設楽健夫副委員長

それで、よろしいですか。

次に、この介護保険の保険料、この項目なんですけれども、この中で公費50%と書いてありますよね。この前ちょっと伺いましたら、国が25%、5%が調整金、県が12.5%、市が12.5%という内訳になっていますよね。うちのこの5%は各市町村によって違っているんですよ、これはね。ここだって、今、それについても、先ほどの市町村の対比表がありましたよね、12市町村。それがどういうふうになっているのか。私もインターネット上で調べると、最近3%とか2%という本市の数字が出ていますけれども、その基本的な、全国の中心のこのパーセントからすると、大体6%から7%、5%を超えているんですよ。そういう意味では、ほかの市町村との比でうちだけが何でこんなに低いのか、低くなったのか、それもこの第8期ぐらいから減ってきているんですね、確か。

そうなってくると、それがなんでうちが減ってきてしまっているのか、その辺もやっぱりきちっと分析をして、ほかの市町村がどういうふうになっているのか、うちはどうなっているのかという検証もして、そしてこれ以降この調整金の比率をどういうふうに見ていくのか含めて、令和7年度、令和8年度の計画書を出していかないと。

だから、そういう意味では、ここに、50%と書いてありますけれども、実際は50%じゃないわけですよ。本年度でいくと47%しか出ていない。そういうこともやはりきちっと、この見込み違いというのはそういうところの積み上げがこういうふうになってきているわけですから、そのところはもう少しきちっとやはり見て、収入と支出に言ったさっきのコロナ禍の介護保険料の増加とするならば、決算書の中でどの項目がどういうふうになっているのか。

決算の中を見ていけば、その中には諸支出金だとか、相当額のものもあるし、そういうものを、どう

いうふうに移っているのかということまできちっと、市民一人一人にとっては重要な問題ですから、こういう物価高とか生活が苦しくなっているときに、きちっと説明はして、対処していく、そういう資料を出して、そして今、提案されているように、果たして値上げでいくのがいいのか、値上げした後どうなっていくのか。

ここにあるように、第3番目の安定化基金については、これは安定化基金を、基金として拠出金を、国、県、市でためて、こういうその金額をお互いに使っていていいですよという、そういう制度ですよ。ですから、最初、その制度の概要についての説明といたしますか、そういうものを見せてくださいということを行ったんです。

だから、これ、当然この拠出金は使っていていいですよ。

使っていていいと思うので。

この3400万円というふうにありますけれども、そういう最初の規定と、そして今、先ほど質問しましたけれども、国県市という拠出金、それをどういうふうに使っていいのかということまでやっぱり説明をお願いしたい。

○久松公生委員長

ちょっと暫時休憩します。 [午前11時14分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前11時17分]

○介護長寿課長（越渡貴之君）

設楽委員からのご指摘については丁寧な説明を今後させていただきたいと考えております。

そして、ご指摘の中にありました財政安定化基金は古い年度ではございますが、調べさせていただきます。

財政安定化基金を活用すること自体は、先ほども申し上げましたとおり、1つの方法でございます。

そして、ご指摘いただきました調整交付金が5%来ていないという現状がありますが、国庫負担金25%のうちの5%を用いて市町村間の後期高齢者の比率が高いこと、被保険者の所得水準が低いこと、こういったもので調整しております。その名のとおり財政調整金ということで、市町村間の財政力の差を解消しているものでございます。

具体的に申し上げますと、後期高齢者が多い、そして低所得の高齢者が多いといった場合には調整交付金が多く交付されます。対しまして、後期高齢者が少ない、低所得の高齢者が少ない、そういった場合には調整交付金は減らされるというのがこの財政調整交付金の仕組みとなっております。

○設楽健夫副委員長

資料で、これでは判断できない、私の意見ですけれども。

私はこの令和7年度、令和8年度のそういう資料も何もなく、幾ら足りないということで判断することはできないと、そういう意味ではこの県の基金3400万円を使って、そしてその運用を図っていきながら、令和7年度、令和8年度の精査に入っていくということを私は求めたいと思うんですね。

安易に料金を上げる、上げた後もここで1億5000万円の基金残高が残ると、その後のことについても想定もやはり必要になってきますから、そういう意味では、ここは収入、支出と、あと全体の調整基金、あるいは調整金の問題含めて、再度、制度設計を見直して、2年間ありますから、そういうふうにして安易に値上げに走るべきではない。

調整金を、ここの基金は使っていていい基金なんですから、基金を使って運用しながら制度設計を高めて、そして、次の第10期の体制に臨んでいくということ、これは私の意見だけでもね。

[「要望しかないね、設楽委員の」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫副委員長

要望というか、意見です。

だから、ここで私は決められないと言っているの、しょうがない。

[「いや、それは決められないけれども」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫副委員長

それは意見です。

○久松公生委員長

設楽委員の意見も含めて考えていただいて。

○櫻井繁行委員

これは、各委員もそうだし、各議員がおのおのいろんな意見があったり、価値観も違うわけだからあると思うんです。そういった意味で、結局この要因は、第7期と第8期で基金の残高もないのにやっぱり保険料を下げた制度、これが大きな要因になってきているわけじゃないですか、この6年間。

それは、今遡って、じゃ、そのときはどうだったという話を僕はしてもしょうがないと思うんだけど、ただこの自治体ごとの比較表が、もちろんシンプルで分かりやすく、課長の話の中にあつた多面的とか総合的に見ればこういったことがあつて、第9期の途中で保険料を見直したい、第10期に向けても考えていきたいというお話だと思うんですけども、多面的とか総合的なところをより具体的に、背景があつて、現状がこうで、未来に向けてこう仕切っていきたいというところを、もう少し具体的に、もちろん数字しかないわけなので、人口分布も変わってきているし、そういったところをより具体的にしながら、策定委員会だったりとか、全員協議会に臨んでいただいて、最終的には令和7年第1回の定例会の議案としての上程になるわけだから、そこはおのおの賛否がもちろんあつてしかるべきだし、そこに対してどういうふうに、もちろん市民に対しての説明責任もそうですけれども、より丁寧な説明ができるかどうかというところだと思うので、そういったところも含めて。

設楽委員のおっしゃるところも非常に意見として僕は分かるので、そういったところをうまく、少しでも歩み寄れるような形で、エビデンスとしてより具体的に出せるものは出して、保険料が、なんで5,600円から6,100円になることがベターなのかという、ひょっとしたらもっと上げなきゃいけないのかもしれないし。

じゃ、その辺のところはよく考えて、これからも慎重に臨んでいていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

委員の皆さんからご意見をいろいろいただきまして、出せる資料、請求があつたことについては提出をしていきたいと思っています。

また、調整交付金の部分については先ほど説明があつたとおり、標準的には5%、それでプラスがあれば保険料を下げられるし、マイナスがあつたときには逆に今度保険のほうでカバーしなくちゃいけない、もしくは基金の中から取り崩さなければその減つた部分については対応できないというふうな状況のものでございますので、そんなところも加味しながら、一応計画のほうの中では拾えるものは拾いながら、さらに余計な負担をしていただかないように検討していかなくちゃいけないと考えています。

また、需用費についても、給付費の部分については、当然人口とか、サービスの量によって変わってくると思うんですけども、ただ、介護保険の中では、その中の事務費の部分であるとか、任意事業の部分であるとかということもございまして、それで保険料は成り立っていますので、その部分につ

いては、削減できるものについては当然削減を継続的にやっていかなくちやいけないと思いますので、そんなところも気をつけながら運営のほうは臨んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○久松公生委員長

分かりました。

そのほか、何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

ここで執行部の皆様には退席をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午前11時25分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前11時33分]

次に、(2)かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会委員の推薦についてを議題といたします。

策定委員の任期につきましては、委嘱した日から令和7年3月31日間となっております。

前委員につきましては、私と服部委員が推選されておりました。

○久松公生委員長

ここで暫時休憩いたします。 [午前11時34分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前11時34分]

ここで、どなたか2名をご推挙いただけますでしょうか。

○櫻井繁行委員

その前の事案でもありましたけれども、介護保険見直しというか、非常に大事な案件ですから、策定委員会で委員長と副委員長で行っていただいて、我々の意見も大事ですけれども、有識者だったり市民の声も聞いてきていただいて、反映できるような形になればいいと思いますので、お2人をご推挙させていただきたいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ただいま櫻井委員から、設楽委員と、私、久松委員を推選するのご意見がございました。

お諮りいたします。

櫻井委員からの指名のとおり、設楽委員と久松委員を推選することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会委員に設楽委員と久松委員を推選することで、議長に報告をいたします。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で、文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時35分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長      久   松   公   生